

一般廃棄物処理基本計画 概要版

～海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合～

平成 25 年 3 月

《一般廃棄物処理基本計画 本編の構成》

- 第 1 章 計画策定の基本的考え方
 - 1. 計画策定の趣旨
 - 2. 計画の位置付け
- 第 2 章 海老名市・座間市・綾瀬市の概要
 - 1. 自然的特性
 - 2. 社会特性
- 第 3 章 ごみ処理基本計画
 - 第 1 節 ごみ処理の現況及び課題
 - 1. ごみ処理のフロー
 - 2. ごみ処理体制
 - 3. ごみ処理の実績
 - 4. 国及び県の動向
 - 5. ごみ処理の評価
 - 6. ごみ処理の課題
 - 第 2 節 ごみ処理基本計画
 - 1. 将来の目指すべき姿
 - 2. 基本方針
 - 3. ごみの発生量及び処理量の見込み
 - 4. ごみの排出抑制・減量化・資源化計画
- 第 4 章 生活排水処理基本計画
 - 第 1 節 生活排水処理の現状及び行政の動向
 - 1. 生活排水処理のフロー
 - 2. 生活排水処理体制
 - 3. 生活排水処理の実績
 - 第 2 節 生活排水処理基本計画
 - 1. 生活排水処理の基本方針
 - 2. 生活排水処理の目標
 - 3. 発生・排出管理計画
 - 4. 収集・運搬計画
 - 5. 中間処理計画
 - 6. 最終処分計画
 - 7. 事業運営計画

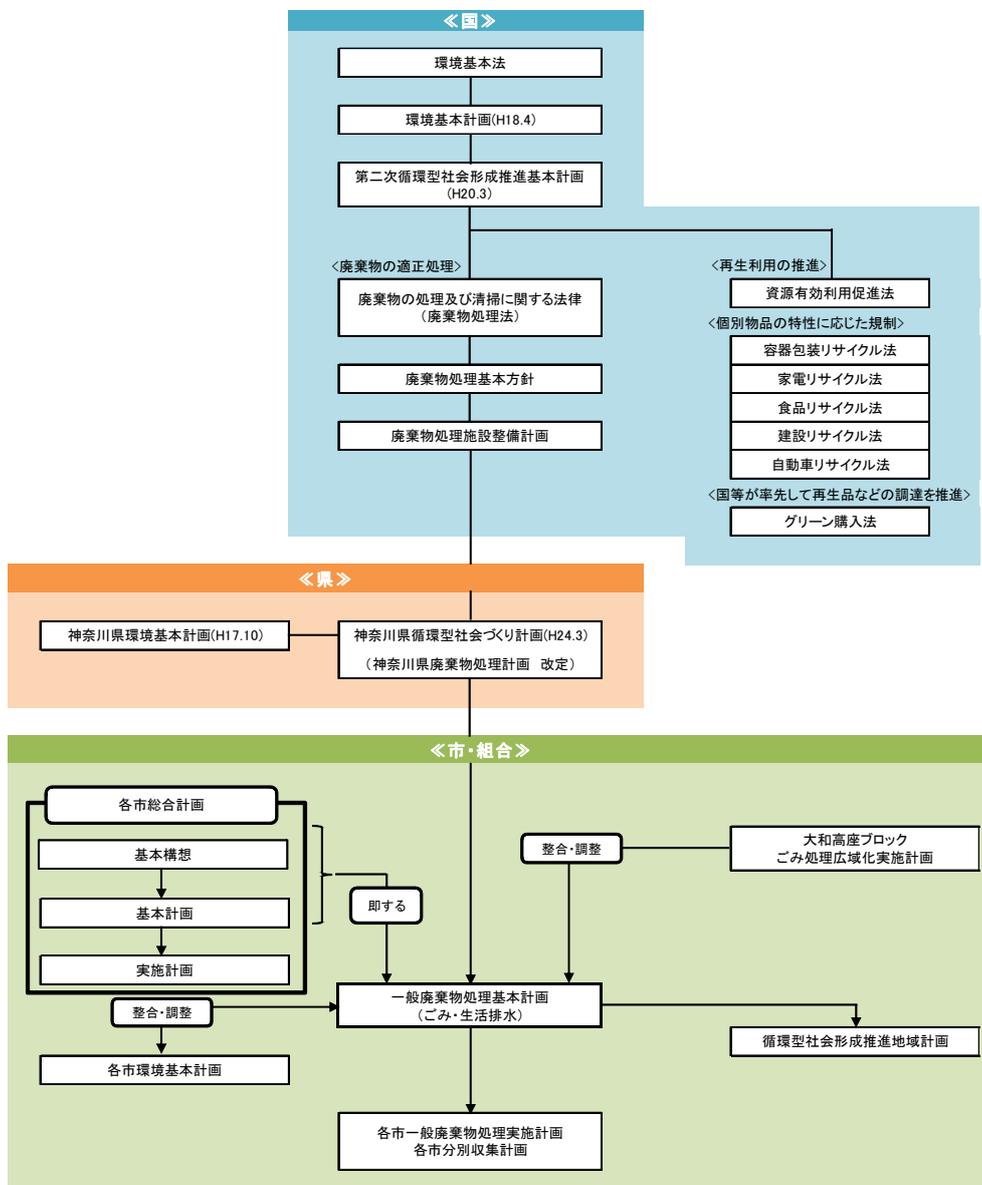
第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項」に「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と定められています。また、基本計画は、概ね5年ごとに改定することが望ましいとされており、平成19年度策定の基本計画（以下、「前計画」という。）を改定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け



(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、海老名市、座間市、綾瀬市の全域とします。

(3) 計画の範囲

廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別できますが、本計画の対象とする廃棄物は、一般廃棄物です。

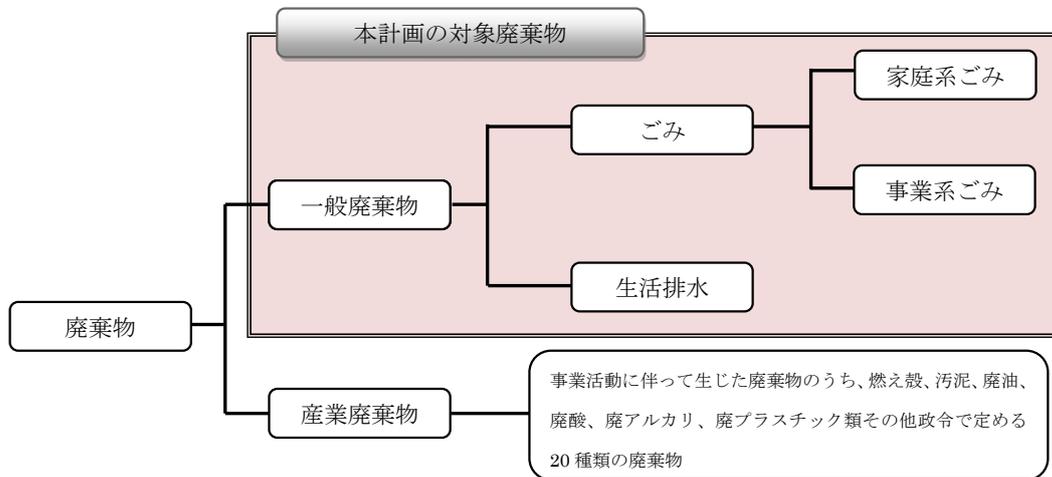


図2 一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物

(4) 計画目標年次

本計画の目標年度は、平成25年度から15年後の平成39年度とします。

また、本計画の進捗状況を把握する目的から、改定予定年度の前年の平成28年度と、平成19年度に策定した前計画の計画目標年度である平成33年度を中間目標年度と定めます。

計 画 目 標 年 度 : 平 成 39 年 度
中 間 目 標 年 度 (1) : 平 成 28 年 度
中 間 目 標 年 度 (2) : 平 成 33 年 度

第2章 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

1. 自然的特性

海老名市、座間市、綾瀬市は、神奈川県のおおぼ中央に位置しており、面積は、海老名市が 26.48km²、座間市が 17.58 km²、綾瀬市が 22.28 km² となっています。



図3 海老名市・座間市・綾瀬市の位置図

2. 社会特性

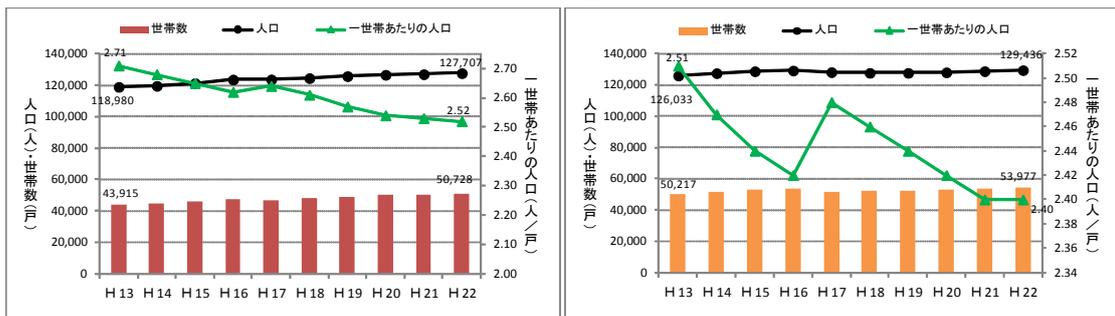
(1) 人口・世帯

各市の人口及び世帯数は僅かに増加しています。

一世帯あたりの人口は、減少傾向にありますますが、近年の座間市と綾瀬市は横ばい、または増加しています。

《海老名市》

《座間市》



《綾瀬市》

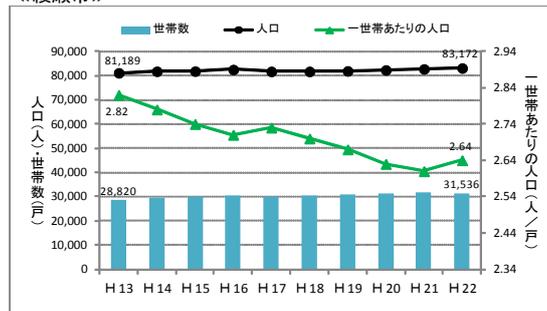


図4 海老名市・座間市・綾瀬市の人口及び世帯数の推移

(2) 産業

各市の事業所数及び従業者数は、平成 18 年度に若干減少しましたが平成 21 年度には増加しており、中でも海老名市の事業所数と従業者数の増加数が顕著となっています。

また、産業別事業所数と従業者数は、各市とも第三次産業が最も多くなっています。

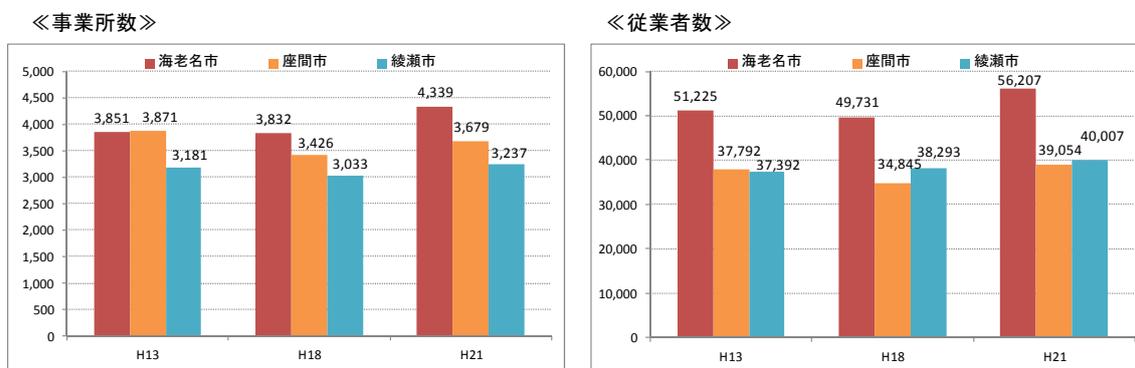


図 5 事業所数及び従業者数

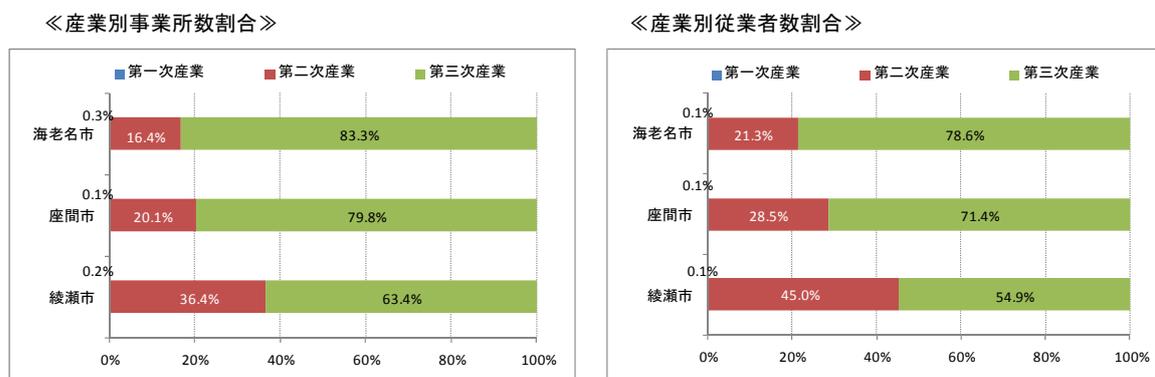


図 6 産業別事業所数及び従業者数割合

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況及び課題

(1) ごみの総排出量

海老名市、座間市、綾瀬市の平成22年度における「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」を併せた「ごみ総排出量」は、三市全体で99,505トンとなっています。

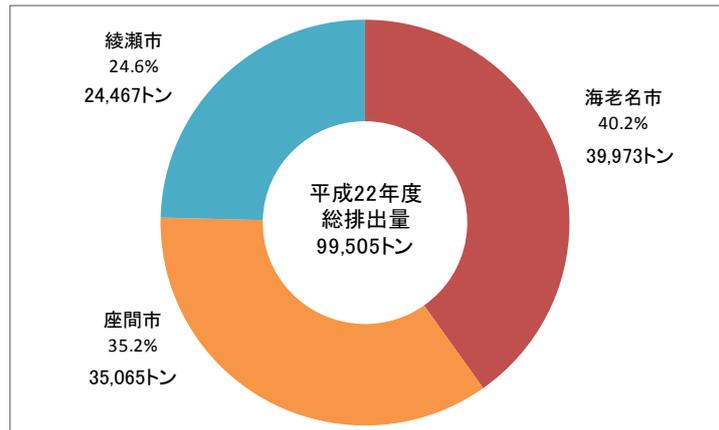


図7 ごみ総排出量の排出割合(三市全体)

(2) 一人一日あたりのごみ総排出量

平成22年度の一人一日あたりのごみ総排出量は、海老名市が858グラム、座間市が742グラム、綾瀬市が806グラムとなっており、三市とも国全体で見た値(976グラム)及び神奈川県全体で見た値(930グラム)より少ない状況となっています。

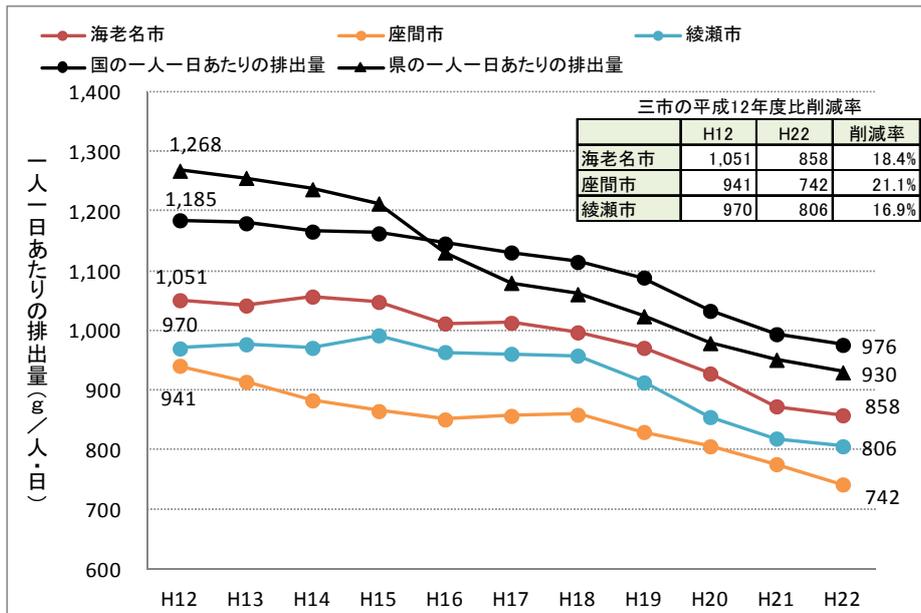
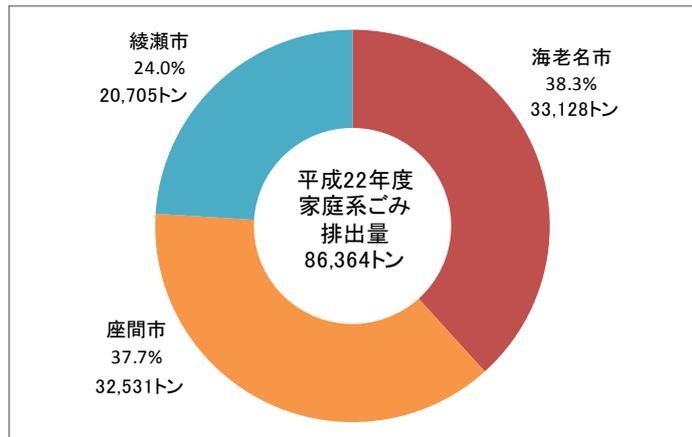


図8 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

(3) 家庭系ごみの排出量

平成22年度における三市全体の排出量は86,364トンで、三市の排出割合は、海老名市及び座間市がそれぞれ約38%、綾瀬市が24%となっています。



注記：集団資源回収量を含みます。

図9 家庭系ごみ排出量及び排出割合(三市全体)

(4) 事業系ごみの排出量

平成22年度における三市の事業系ごみ排出量は13,141トンで、三市の排出割合は、海老名市が約52%、座間市が約19%、綾瀬市が約29%となっています。

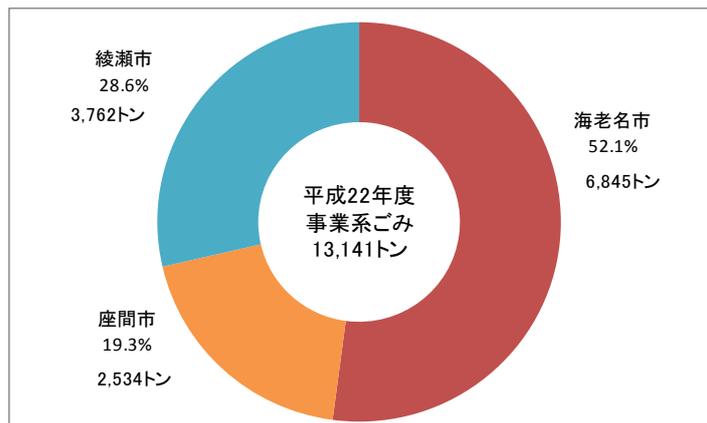


図10 事業系ごみ排出量及び排出割合(三市全体)

(5) 資源化の実績

海老名市、座間市、綾瀬市の三市合計の資源化量は、平成18年度をピークに減少傾向にあります。また、平成22年度現在の総資源化量は、約33,000トン、リサイクル率は約33%となっています。

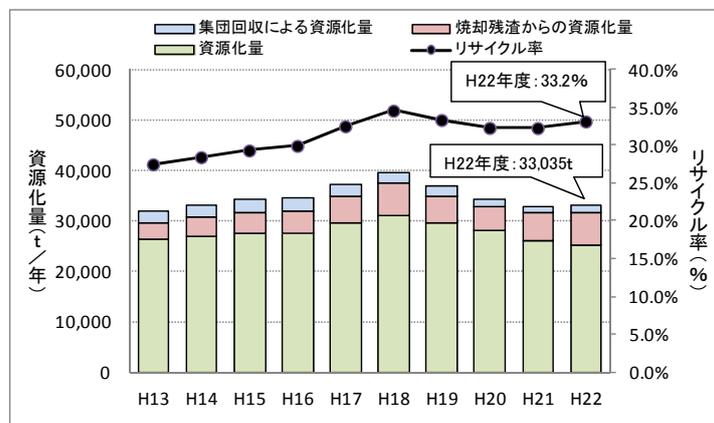


図11 資源化量の推移(三市全体)

(6) ごみ処理の課題

本計画のごみ処理に関する課題は、以下に示すとおりです。

《ごみ処理などに関する情報の共有と信頼関係に関する課題》

- 課題 1 : ごみ処理に関する更なる情報発信
- 課題 2 : 各市のリサイクルプラザの更なる利活用の推進
- 課題 3 : 市民・事業者・行政の更なる信頼関係の構築

《ごみの発生抑制・資源化などに関する課題》

- 課題 4 : 生ごみ（厨芥類）の排出量削減
- 課題 5 : 家庭系ごみの一人一日あたりの排出量の更なる削減
- 課題 6 : 事業系ごみ排出量の更なる削減
- 課題 7 : リサイクル率の更なる向上
- 課題 8 : 前計画の焼却量削減に関する目標未達成

《ごみの適正処理に関する課題》

- 課題 9 : 福祉行政等との連携による施策の拡充
- 課題 10 : 高座清掃施設組合の中間処理施設の老朽化
- 課題 11 : 各市の資源化センター等における適正な資源化の推進
- 課題 12 : 最終処分場の確保に向けた検討
- 課題 13 : ごみ処理経費の削減

《その他の課題》

- 課題 14 : 計画進行管理の実施
- 課題 15 : 災害廃棄物処理計画の検討

2. ごみ処理基本計画

(1) 将来の目指すべき姿

市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく
資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します

(2) 基本方針

本計画では、「将来の目指すべき姿」を実現するため、以下に示す基本方針を定め各種施策を実行します。

基本方針Ⅰ 情報の共有と信頼関係の更なる強化

- ・市民・事業者・行政が目指すべき姿や情報を共有し信頼関係をさらに向上させます。

基本方針Ⅱ 資源循環型システムの構築

- ・市民・事業者・行政の協働による資源循環型システムを構築します。

基本方針Ⅲ 公平な役割分担と新たな施策

- ・公平な役割分担に基づく三市協働による新たな視点からの施策を推進します。

基本方針Ⅳ 計画進行管理と危機管理

- ・本計画の進行管理及び災害時における危機管理・災害廃棄物処理計画を整備します。

《将来の目指すべき姿》

- ・市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します。

本計画における基本方針

- 基本方針Ⅰ・・・情報の共有と信頼関係の更なる強化
- 基本方針Ⅱ・・・循環型社会システムの構築
- 基本方針Ⅲ・・・公平な役割分担と新たな施策
- 基本方針Ⅳ・・・計画進行管理と危機管理

A. 発生抑制・減量化・資源化計画

1. ごみの発生抑制に関する施策

環境教育の
推進

ごみ・環境情
報の共有化

ごみの排出を
抑制するライ
フスタイルの
普及・啓発活
動の推進等

ごみの発生・
排出抑制
(リデュース)
への支援
拡充

2. リサイクルの推進に関する施策

ごみの適正
排出・再使
用・再生利用
の推進

協働のため
の支援

構成三市と
組合との連携

B. 処理計画

1. 三市の役割分担等

三市の公平な
役割分担

2. 収集・運搬

安心・安全で
環境に配慮した
収集・運搬体制の
推進

経済的手法などの
検討・導入

3. 中間処理

安心・安全で環境
に配慮した中間
処理体制の推進

4. 最終処分

焼却灰の資源化
推進と最終処分場
の確保の検討

C. その他

1. 計画進行管理

本計画の進行管理

2. 災害廃棄物処理

災害時における危機管理対応と
災害廃棄物処理計画の整備

図 12 ごみ処理基本計画の施策体系図

(3) 減量化・資源化等の数値目標

① 数値目標の考え方

本計画では、ごみ処理の評価において国、県及び前計画の目標値等との比較でさらに取り組みが必要と考えられる以下の項目について、目標値を設定します。

【本計画で将来目標と設定すべき項目】

1. 一人一日あたりの家庭からの排出量
2. 事業系ごみの排出量
3. リサイクル率
4. 焼却量（年間焼却量と一人一日あたりの焼却量及び各削減率）

② 一人一日あたりの家庭からの排出量の目標値

一人一日あたりの家庭からの排出量の目標値の設定は、前計画と同様にアンケート結果を用いて設定します。

平成 22 年度における三市全体の一人一日あたりの排出量とアンケートの回答から得られた減量化可能量は、約 22 グラムとなりました。

本計画では、約 22 グラムを参考に平成 33 年度までに 20 グラムを減量化し、その後、さらに減量化を推進させることとし、計画目標年である平成 39 年度までに 25 グラム減量化することとします。

ただし、海老名市については、減量化後の一人一日あたりの家庭からの排出量が、県の目標値である 680 グラムを上回ると予測されます。この原因としては、商業地域においてルールを守られていない排出があること等が考えられます。これらについては引き続き対策に取り組むこととし、海老名市の目標値は、平成 33 年度に 25 グラム、平成 39 年度に 31 グラムを減量化することとします。

なお、目標達成の取り組みとして、市民一人一人のライフスタイルの見直しや生ごみの水切りの励行、ノーレジ袋等をさらに推進します。

一人一日あたりの家庭からの排出量＝

$$\frac{\text{家庭系ごみ排出量（可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋資源物＋直接搬入ごみ）} + \text{集団資源回収量}}{\text{人口（人）} \times 365 \text{（日）}}$$

表 1 一人一日あたりの家庭からの排出量の実績及び減量化目標値

実績・目標年度		海老名市	座間市	綾瀬市
実績	平成 22 年度 (排出量)	711g/人・日	689g/人・日	682g/人・日
	平成 33 年度	25 g/人・日 (686g/人・日)	20 g/人・日 (669g/人・日)	20 g/人・日 (662g/人・日)
目標	平成 39 年度	31 g/人・日 (680g/人・日)	25 g/人・日 (664g/人・日)	25 g/人・日 (657g/人・日)

※注記：()内の数値は、減量化目標量削減後の一人一日あたりの家庭からの排出量。

座間市及び綾瀬市の排出量実績(平成 22 年度)には、集団資源回収量を含む。

③ 事業系ごみ排出量（年間排出量）の目標値

海老名市と綾瀬市では、国の定めた目標値達成に向けて取り組んでいます。事業所数や就業者数が増加していることから、平成 33 年度までに平成 12 年度比で約 20%を削減し、その後、平成 39 年度の計画目標年までにさらに 100 トンを削減することとします。

座間市の事業系ごみの排出量は、既に国の目標値を達成していますが、事業所数の増加に伴う事業系ごみの増加が懸念されます。したがって、座間市については、事業系ごみ排出量を増加させないように抑制することとし、計画目標年まで平成 22 年度の排出量を増加させないこととします。

表 2 事業系ごみの減量化目標値

	実績(t/年)		削減目標量 (平成 12 年度 比 20%削減)	平成 33 年度 (中間目標年)	平成 39 年度 (計画目標年)
	平成 12 年度	平成 22 年度			
海老名市	6,545t	6,845t	1,609t (5,236t)	削減量：約 1,600t	削減量：約 1,700t
座間市	5,040t	2,534t	—	増加抑制	増加抑制
綾瀬市	3,215t	3,762t	1,190t (2,572t)	削減量：約 1,200t	削減量：約 1,300t
三市全体	14,800t	13,141t	2,799t	約 2,800t	約 3,000t

注記 1：() 内の数値は、平成 12 年度比 20%削減した目標値

：削減目標量は、平成 22 年度実績から () 内の平成 12 年度比 20%削減した量を除いた量を示す。

④ リサイクル率の目標値

本計画では、資源物の分別排出をさらに徹底することにより資源化量を増加させることとします。

また、三市の資源化センター等においてさらなる有価物回収の向上を図るとともに、老朽化している組合の粗大ごみ処理施設を更新することにより、有価物回収の向上を図ります。

なお、このリサイクル率は、計画目標年の平成 39 年度まで維持することとします。

リサイクル率＝

資源物収集量＋集団資源回収量＋中間処理施設での資源化量（焼却灰の資源化量含む）

総排出量（家庭系ごみ量（可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋資源物＋集団資源回収）＋事業系ごみ量）

表 3 リサイクル率の目標値

リサイクル率：約 40%（平成 33 年度）

⑤ 焼却量の目標値

前計画で定めた焼却量の目標値は、焼却量（三市全体で 60,000 トン、海老名市 22,100 トン、座間市 19,700 トン、綾瀬市 14,600 トン）と焼却量の削減率が定められています。しかし、前計画の目標値の指標は、人口の増加や事業所の増加等に影響され、目標値に対する進捗状況を正確に把握することが難しいものと考えられます。

したがって本計画では、前計画の目標値に加え、新たな指標として、一人一日あたりの焼却量及びその削減率の目標値を設けます。

・年間ごみ焼却量

本計画では、減量化、資源化に努力しつつ、平成 33 年度において、約 62,000 トンとします。

なお、本計画の将来見通しでは、三市全体の焼却量は平成 38 年度に約 60,000 トンに削減される見通しとなります。

表 4 焼却量の目標値

≪ごみ焼却量達成目標量≫ 約 62,000t/年（平成 33 年度） ・海老名市：約 25,000t/年 ・座間市：約 22,000t/年 ・綾瀬市：約 15,000t/年	
※ごみ焼却量＝可燃ごみ＋粗大・不燃ごみ処理後の可燃残さ	

・一人一日あたりの焼却量及び削減率

本計画で新たに設けた一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値は、表 5 に示すとおりです。

平成 33 年度においては、一人一日あたりおよそ 500 グラムとし、削減率は 30%以上を目指します。

$$\text{一人一日あたりの焼却量} = \text{年間ごみ焼却量} \div \text{将来人口} \div 365 (\text{日})$$

表 5 一人一日あたりの焼却量と削減率の目標値

	実績 (g/人・日)		中間目標年 (g/人・日)		計画目標年 平成 39 年度 (g/人・日)
	平成 12 年度	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度	
海老名市	769	606	548 (削減率:約 29%)	504 (削減率:約 35%)	496 (削減率:約 36%)
座間市	729	557	514 (削減率:約 30%)	477 (削減率:約 35%)	474 (削減率:約 35%)
綾瀬市	720	610	546 (削減率:約 24%)	486 (削減率:約 33%)	482 (削減率:約 33%)
三市全体	741	588	535 (削減率:約 28%)	490 (削減率:約 34%)	485 (削減率:約 35%)

※削減率は、平成 12 年度比を示しています。

なお、前計画において定めた「目指すべき目標値 50%削減」については、今後の三市におけるごみ減量化施策の実施状況や法令の改正、技術革新等によるごみ処理の変化及びごみの発生・排出抑制に関する社会情勢の変化によって、さらなる削減も期待できることから、将来的に海老名、座間、綾瀬地域における「目指すべき目標値」として、引き続き設けることとします。

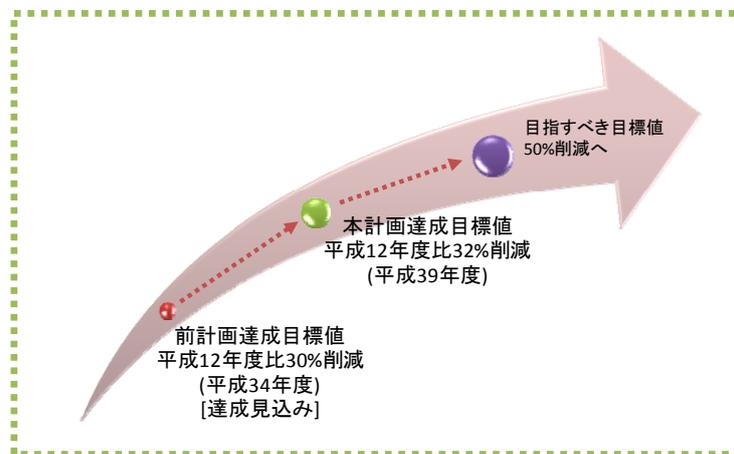


図 13 目標値のイメージ

⑥ 数値目標まとめ

表6 数値目標一覧

項目/目標年度	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体
1. 一人一日あたりの家庭ごみの減量化量（基準年平成22年度比）				
平成33年度	25g/人・日	20g/人・日		—
平成39年度	31g/人・日	25g/人・日		—
2. 事業系ごみの減量化量（基準年平成22年度）				
平成33年度	1,600t/年	増加抑制	1,200t/年	2,800t/年
平成39年度	1,700t/年	増加抑制	1,300t/年	3,000t/年
3. リサイクル率				
平成33年度	約40%			
平成39年度	約40%（平成33年度目標達成後、平成39年度まで維持）			
4. 焼却量				
年間焼却量				
平成28年度	約27,000t/年	約24,000t/年	約17,000t/年	約68,000t/年
平成33年度	約25,000t/年	約22,000t/年	約15,000t/年	約62,000t/年
平成39年度	約24,000t/年	約21,000t/年	約15,000t/年	約60,000t/年
年間焼却量削減率（平成12年度比）				
平成28年度	約19%	約28%	約20%	約23%
平成33年度	約25%	約35%	約28%	約29%
平成39年度	約26%	約37%	約32%	約32%
一人一日あたりの焼却量				
平成28年度	548g/人・日	514g/人・日	546g/人・日	535g/人・日
平成33年度	504g/人・日	477g/人・日	486g/人・日	490g/人・日
平成39年度	496g/人・日	474g/人・日	482g/人・日	485g/人・日
一人一日あたりの焼却量の削減率（平成12年度比）				
平成28年度	29%	30%	24%	28%
平成33年度	35%	35%	33%	34%
平成39年度	36%	35%	33%	35%

(4) ごみの排出抑制・減量化・資源化計画

前項で示した各目標の達成に向けて、ごみの発生時点での「排出抑制」や、現在、処理・処分されているものの「再使用(リユース)」、ごみとして処理しなければならないものの「原料としての再資源化(リサイクル)」等を行い、ごみの減量化を進めることが必要です。

本計画で実施する施策の概要は以下のとおりです。

1 ごみの排出抑制に関する施策

- 市民、市民団体や教育機関等への情報提供や、環境学習の機会の提供、情報共有など、双方向でのコミュニケーションを推進するとともに、市民による「ごみの排出抑制」に関する自主的な活動を支援することにより、ごみに関する意識の向上や市民と行政との信頼関係の構築を図り、さらなるごみの発生・排出抑制を促進します。

2 ごみ・環境情報の共有化

- 市民がいつでも、ごみや環境に関する情報に触れ、必要かつ正しい情報を得ることができるよう、さまざまな広報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。また、ごみ処理・処分システムについての情報を公開し、市民との共有化を推進します。

3 ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等

- ごみの発生・排出を抑制するライフスタイル、生活環境のさらなる向上のため、市民への啓発を推進します。また、市民、事業者及び処理業者等に対し、制度改正等に関する情報提供を行います。

4 ごみの発生・排出抑制(Reduce:リデュース)への支援拡充

- ごみの発生・排出抑制を促進するため、市民による「ごみをつくらないライフスタイル」の定着を支援し、必要な情報をさまざまな機会において発信します。また、「生ごみ」については、「資源物」と位置付け減量化、資源化に向けた支援を行いません。

5 ごみの適正排出・再使用(Reuse:リユース)・再資源化(Recycle:リサイクル)の推進

- 三市が目指すべき「望ましいごみ分別と資源化のための区分」についての検討、ごみに関する調査・分析結果を活かし、市民及び事業者に対する分別指導・啓発等を行うことにより、適正なごみの排出の定着を図ります。また、「もの」の再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を促進するため、これらに関する市民活動の支援や現段階で実施していない資源のリサイクルに関する検討等を行います。

6 協働のための支援

- 市民や事業者によるごみの減量化、資源化に関する取り組みを支援するとともに、行政と地域との連携、福祉、学校教育の現場等との連携を強化することにより、関係者のさまざまな取り組みが、より大きな力となるよう支援を行います。また、各市の市民、事業者、行政の三者が一体となった協働推進体制の整備、さらには三市のネットワークの構築による海老名、座間、綾瀬地域の資源循環型社会の構築に向けた支援、取り組みを推進します。

7 構成三市と組合との連携

- 構成三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種の施策を実施するとともに、三市清掃行政連絡協議会を活用しつつ、ごみの減量化、資源化の推進に向けて、さらなる連携を図ります。また、海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合に大和市を加えた5団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を継続します。

(5) 処理計画

ごみの適正な処理を行うための収集、中間処理、最終処分に関する計画は、以下のとおりです。

1 三市の公平な役割分担

- 廃棄物関連施設について三市公平な役割分担により整備を進めていきます。

2 収集・運搬

- 各市が行う収集・運搬体制について、効率性の向上及び収集による環境への負荷の低減を図ります。また、福祉行政等との連携による収集サービスなど、社会情勢に即した施策の検討・対応を行います。
- 事業系ごみ処理料金については、「廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直しを必要に応じて行うとともに、これまで実施してきた家庭ごみ有料化に関する検討についても継続します。

3 中間処理

- 老朽化した組合の焼却施設と粗大ごみ処理施設を更新し、適正な中間処理体制を整備します。また、適正な施設整備を将来にわたり計画的に行い、安心・安全な処理・処分を行います。

4 最終処分

- 現在行っている焼却灰の資源化を継続しつつ、自区内での最終処分場の確保を検討します。

(6) その他

本計画の施策を適正に進めるための進行管理及び大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

1 計画進行管理

- 本計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理を行います。当組合の構成三市及び高座清掃施設組合で設置した「三市清掃行政連絡協議会」で適宜検証を行います。

2 災害廃棄物処理計画

- 大震災や台風、豪雨等の自然災害、大規模な人的災害等により、通常の処理が不可能な状況が生じた場合に備え、ごみ処理においても十分な防災計画が必要と考えられるため、本計画では災害時における危機管理対応及び災害廃棄物の処理計画整備に関する検討に取り組みます。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

基本方針Ⅰ

- ・市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、処理区域の拡張を行っていきます。

基本方針Ⅱ

- ・下水道処理区域外では、浄化槽法、建築基準法等に基づき合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を使用している世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針Ⅲ

- ・浄化槽設置者は、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理を行う責務があります。また、法定点検を行う必要もあります。したがって、浄化槽の適切な維持管理をさらに向上させるために、設置者に対して助言・指導を行っていきます。

2. 各種計画

1 処理対象量に関する情報管理の徹底

- ・処理対象量に関する情報管理の徹底
- ・合併処理浄化槽の設置促進
- ・浄化槽の適正な維持管理

2 収集・運搬計画

- ・収集運搬体制の確保

3 中間処理計画

- ・適正なし尿・浄化槽汚泥処理の推進
- ・処理施設の環境保全対策
- ・新し尿処理施設の整備

4 最終処分計画

- ・発生残さの適正処理

5 事業運営計画

- ・適正な処理体制の確保

参考：各種調査結果

1. 市民向けアンケート調査

■ 調査対象

平成 23 年度現在において、三市が管理する住民データから 20 歳以上で同一世帯を避け、各市 2,000 世帯を抽出しました。

表 7 調査対象世帯数

	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体
全世帯数	51,186	54,555	32,033	137,774
調査対象世帯数	2,000	2,000	2,000	6,000
割合	3.9%	3.4%	6.2%	4.4%

出典：海老名市ホームページ 人口（平成 23 年度版）：平成 24 年 1 月 1 日現在
 座間市ホームページ 平成 23 年度各月の人口情報：平成 24 年 1 月 1 日現在
 綾瀬市ホームページ 統計綾瀬 人口と世帯数：平成 24 年 1 月 1 日現在

■ 調査方法

自記入による郵送調査方法

■ 実施期間等

発送：平成 24 年 2 月 1 日

■ 回収率

表 8 アンケート回収率

項目	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体	
市民向け	発送数	2,000	2,000	2,000	6,000
	回収数	880	782	813	2,475
	未着分	29	17	11	57
	有効票	879	782	813	2,474
	回収率	45.5%	40.0%	41.2%	42.2%

■ 回答の集計結果(抜粋)

Q. ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題に関心はありますか。

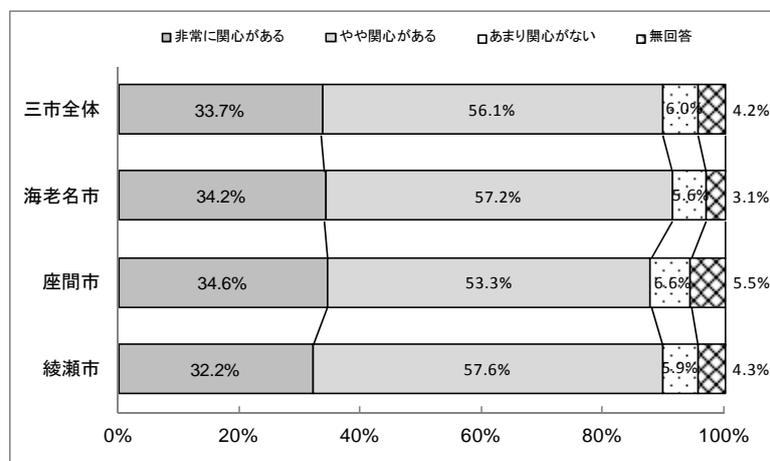


図 14 ごみ問題への関心について

Q. あなたが現在市の集積所に出す「ごみ」と「資源物」の総量は、今後どの程度まで減らすことが可能と考えますか。

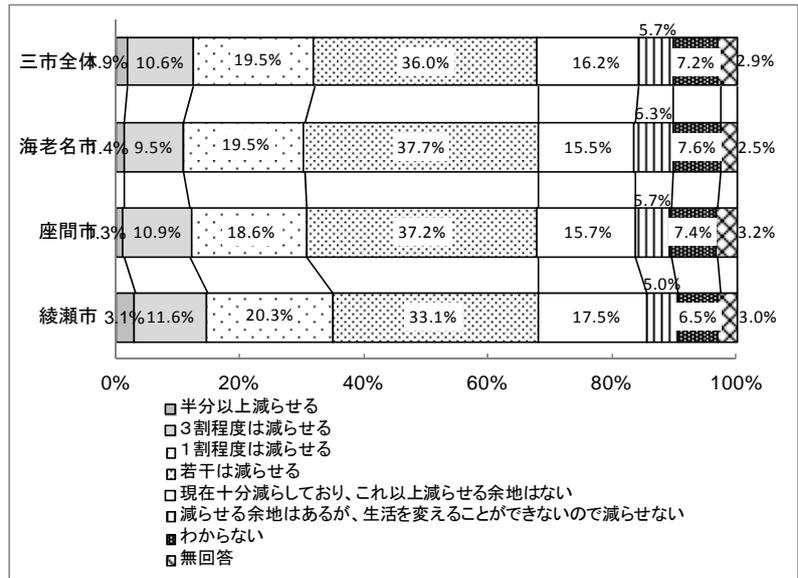


図 15 ごみ、資源物の減量化可能性について

Q. 市で収集した「燃やせるごみ・燃えるごみ・可燃ごみ」や「燃やせないごみ・燃えないごみ・無価値物」等は、海老名市、座間市、綾瀬市で構成される高座清掃施設組合のごみ処理施設（海老名市本郷）で焼却や破碎等の処理を行っています。あなたはこのことを知っていますか。

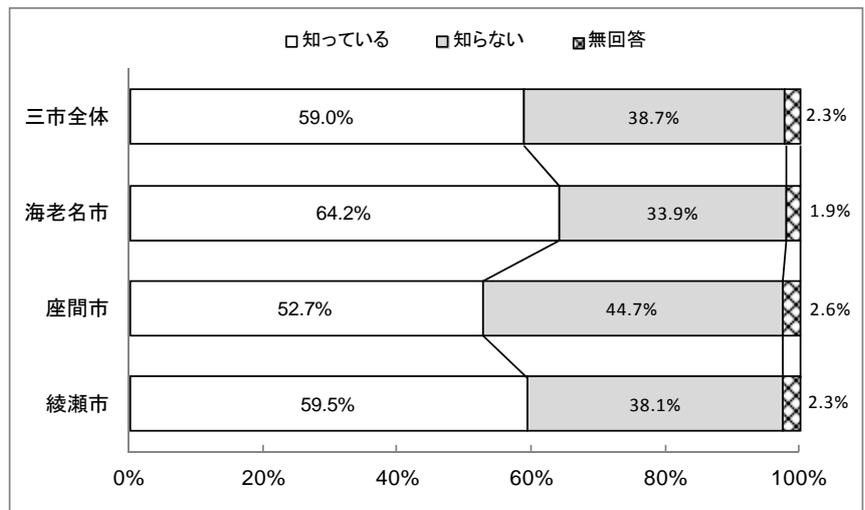


図 16 高座清掃施設組合での処理に関する認知について

2. 事業者向けアンケート調査

■ 事業者

平成 23 年度現在において、三市が管理する事業所から無作為に各市 500 事業所を抽出しました。

表 9 調査対象事業所数

	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体
全事業所数	4,339	3,679	3,237	11,255
調査対象事業所数	500	500	500	1,500
割合	11.5%	13.6%	15.4%	13.3%

出典：海老名市ホームページ 事業所（平成 23 年版）：平成 21 年 7 月 1 日現在
座間市ホームページ 平成 23 年版統計要覧：平成 21 年 7 月 1 日現在
綾瀬市ホームページ 統計要覧：平成 21 年 7 月 1 日現在

■ 調査方法

自記入による郵送調査方法

■ 実施期間等

発送：平成 24 年 2 月 1 日

〆切：平成 24 年 2 月 20 日

■ 回収率

表 10 アンケート回収率

項目	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体	
事業者向け	発送数	500	500	500	1,500
	回収数	143	158	172	473
	未着分	34	22	5	61
	有効票	142	154	171	467
	回収率	35.4%	36.0%	35.4%	35.6%

■ 回答の集計結果(抜粋)

Q. 貴事業所が現在排出しているごみの量は、今後どの程度まで減らすことが可能と考えますか。

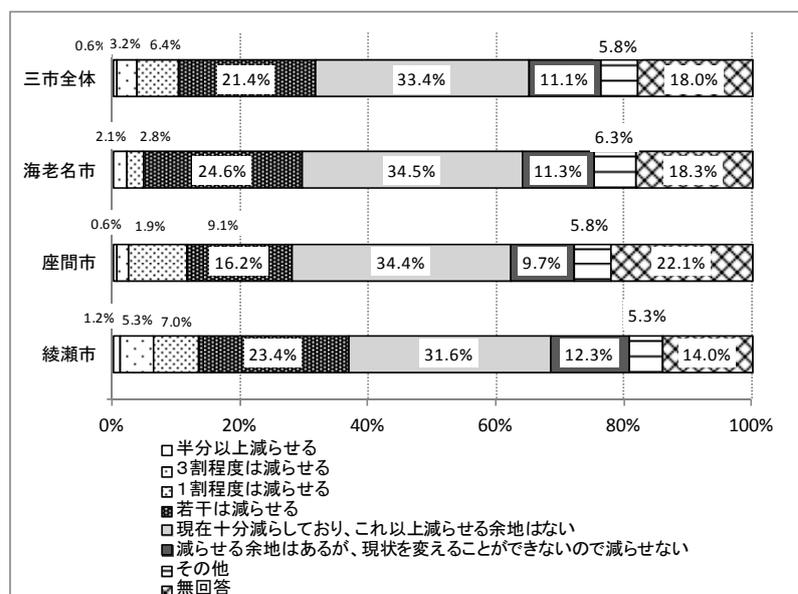


図 17 事業所から発生するごみ量の減量化可能性について

Q. 貴事業所では、ごみの減量やリサイクルへの取り組みについてどのような意識をお持ちですか。

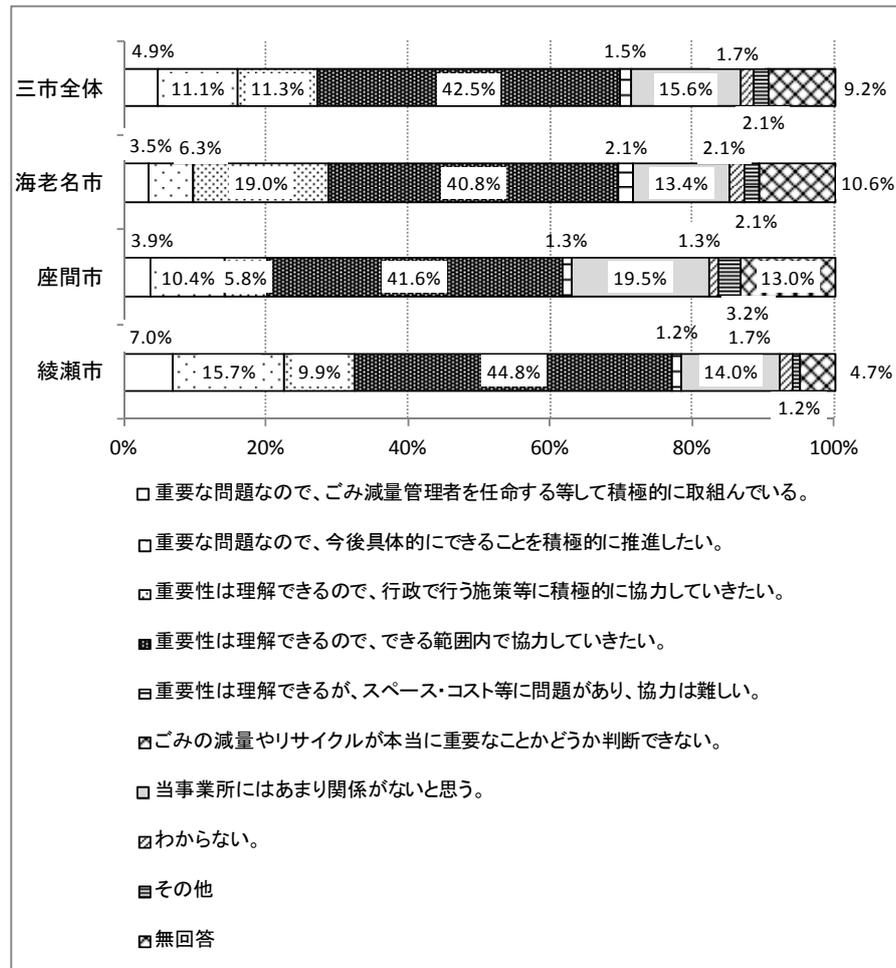


図 18 事業所におけるごみ減量・リサイクルへの意識について

3. 知ってもらいたい「ごみの話（こと）」2012／聞かせてください「ごみの話（こと）」2012

(1) 実施期間・場所

下記のいずれも各市の市役所内 1 階ロビー付近で実施しました。

1) 知ってもらいたい「ごみの話（こと）」2012 開催期間・展示状況

平成 24 年 2 月 13 日（月）～17 日（金）



海老名市



座間市



綾瀬市

2) 聞かせてください「ごみの話（こと）」2012

□開催期間

①海老名市：平成24年2月14日（火）

②座間市：平成24年2月15日（水）

③綾瀬市：平成24年2月16日（木）

※実施時間は、各市とも10:00～12:00、13:00～15:00としました。

□お聞きした人数

聞かせてください「ごみの話（こと）」では、三市全体で約700名の方に声をかけ、466名の方にご回答をいただきました。

表11 ご意見をお聞きした人数

市	性別	有効回答	無効回答	合計
海老名市	男性	47		
	女性	60		
	男女他	33		
	計	140	97	237
座間市	男性	64		
	女性	93		
	男女他	13		
	計	170	48	218
綾瀬市	男性	67		
	女性	89		
	男女他	0		
	計	156	88	244
三市全体	男性	178		
	女性	242		
	男女他	46		
	計	466	233	699

※男女他:ご夫婦等での回答や男女未記入の数

□主なご意見等

〈海老名市〉

- ・プラスチック類の分別方法が分からない。
- ・資源物の持ち去りがある。
- ・カラス等による被害がある。
- ・回収時間に関する苦情
- ・ステーションを増やして欲しい 等



〈座間市〉

- ・もえないごみの収集頻度が少ない。
- ・収集頻度が少ない（可燃ごみ、資源物）
- ・資源物の持ち去りがある。
- ・回収時間に関する苦情
- ・分別しないで出している人がいる。 等



〈綾瀬市〉

- ・ステーションが遠い。
- ・分別方法が分からない。
- ・分別しないで出している人がいる。
- ・ステーションにごみがあふれている。
- ・回収時間に関する苦情 等

